

# 直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金 申請のご案内

## 留意事項(必ずお読みください)

- (1) 本補助金事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。なお、申請された場合は審査を行い、補助金の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 補助対象者は、交付決定を受けた後、請求書の提出がないと補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。
- (3) 市が実施する他の住宅補助制度や、国、県で実施する補助金の対象となった費用については、重複して補助金を申請することができません。

問い合わせ

直方市 産業建設部 都市計画課 住宅政策係

〒822-8501 直方市 殿町 7番1号

電話 0949-25-2050

## 対象住宅の条件

市内に現存する、木造又は軽量鉄骨造の居住用建築物で、次の①～⑨のすべてに該当する建物

- ① 市役所の判定による評定項目の評点の合計点数が 100 点以上
- ② 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築、又は工事着工している  
※ 昭和 56 年 6 月 1 日以後に増築等を行ったものを含む
- ③ 所有権以外の権利が設定されていない  
(権利を有する方からの承諾を得たものを除く)
- ④ 国、地方公共団体又は独立行政法人等が所有権を有していない
- ⑤ 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていない
- ⑥ 住居部分の面積が延床面積の 2 分の 1 以上である
- ⑦ 故意に建築物を破損させていない
- ⑧ 他の制度による補助金等の交付を受けていない
- ⑨ 居住の用に供されていた家屋  
※ 生活設備(居室、浴室、台所、便所)を備えている

**注) 補助金決定前に解体工事の着手、完了、契約している工事や、家屋の一部のみを解体する工事は補助金の対象になりません。**

## 対象者

次の①～⑥のすべてに該当する方

- ① 次に定めるアからウのいずれかに該当する方
  - ア. 老朽危険家屋等の登記事項証明書に所有者として記載されている方  
(未登記の場合は課税台帳上の所有者)又はその相続人
  - イ. 老朽危険家屋等が存する土地の登記事項証明書に所有者として記載されている方又はその相続人
  - ウ. ア及びイに該当しない方のうち、市長が特に認める方
- ② 市内の解体業者に工事を依頼すること  
※ 市内に本店もしくは支店、営業所、事務所を有し、建設業法に掲げる土木工事業、建築工事業もしくは解体工事業の許可を受けている事業者、又は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律により解体工事業の登録を受けた事業者
- ③ 申請時、本市において申請者が市税(市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税)を滞納していないこと
- ④ 申請者が、直方市暴力団等追放推進条例(平成20年直方市条例第20号)第2条第2号の暴力団若しくは同条第4号の暴力団員又はこれらと密接な関係でないこと
- ⑤ 過去に同一敷地においてこの補助金の交付を受けたことがないこと

- ⑥ 土地や建物の所有権を有する方全員から家屋解体について同意を得ていること

## 補助率等

老朽危険家屋等の解体撤去に要する費用(1㎡あたりの上限あり)の1/2以内で上限50万円

## 補助対象経費

- ・ 家屋の解体撤去、処分費(基礎の解体撤去、処分も含む)
- ・ 解体撤去に必要な仮設費
- ・ 解体撤去後の埋め戻し、簡易な敷地整備費(砂利舗装等は除く)

### 【補助対象外経費】

- ・ 家屋の附属物の解体撤去、処分費(車庫、物置、塀、門扉、植木、庭石等)
- ・ 家屋に残っている家具などの撤去、処分費
- ・ 解体撤去後の敷地整備費(簡易なものは除く)
- ・ 調査費、委託料、申請費等
- ・ 杭、浄化槽などの地下埋設物の撤去、処分費

※ 上記内容は一例です。詳しくはお問い合わせください。

## 事前相談

補助金を受けようとする場合、建物調査事前申込書を提出し、補助対象になるかあらかじめ協議が必要です。

下記の書類を提出していただくか、オンラインにて申請してください。

※ 補助対象と認められた場合、別途申請書の提出が必要になります。

- ・ 建物調査事前申込書
- ・ 地図、現況写真、平面図 ※ お持ちの場合

### <提出場所>

都市計画課窓口(庁舎4階) ※ 郵送でも提出できます。

### <オンラインで申請する場合>

ホーム>くらし>住宅(移住・定住)>直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金>直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金事前相談のオンライン申請

## 提出書類

### ■ 申請時

- ① 直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金交付申請書(様式第3号の1)
- ② 地図
- ③ 着工前の2方向以上の全景写真(日付入り)
- ④ 解体撤去経費の見積書の写し  
(※ 金額の内訳及び補助対象内外がわかるものを含む)
- ⑤ 建物・土地の登記事項証明書(未登記の場合は、課税資産明細書又は名寄帳兼課税台帳)  
(※ 最新の情報が確認できること)
- ⑥ 誓約書(要件等の確認)(様式第3号の13)
- ⑦ 振込口座の写し(表紙と1ページ目)
- ⑧ 申請者の運転免許証(表・裏)の写し又は住民票の写し  
(※ 最新の情報が確認できること)
- ⑨ 建設業許可証又は解体工事業の登録書の写し
- ⑩ 債権者登録依頼書

#### 【家屋と土地の所有者が異なる場合】

同意書(様式3号の11)又は誓約書(様式3号の12)を上記書類に追加して提出

※ 上記以外に審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

#### 【相続人が申請する場合】

所有者と申請者の相続関係が確認出来る書類を提出

…戸籍謄本、相続関係説明図、遺産分割協議書、公正証書遺言等

※ 成年後見人、相続財産管理人、不在者財産管理人などの方が申請者になろうとする場合は、提出前にご相談ください。

<提出場所>

都市計画課窓口(庁舎4階) ※ 郵送でも提出できます。

<受付期間>

事業実施年度の開始日から同年度の1月末日(閉庁日を除く)

※ 受付期間内であっても、予算枠に達した場合は本申請の受付を終了します。

※ 補助金交付申請は本申請先着順となります。

## ■ 完了時

- ① 直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金完了報告書(様式第3号の6)
- ② 工事請負契約書 又は 注文書・注文請書の写し ※ 記名押印されたもの
- ③ 工事前後の2方向以上の現場写真(日付入り)
- ④ 工事代金領収書の写し(※ 振込受付書\*1の写しでも可)

\*1 銀行振込が完了したことを証明する書類

- ⑤ 解体撤去に伴う産業廃棄物処理に関する処分証明書類(マニフェストE票)の写し
- ⑥ その他市長が必要と認めるもの

※ 上記以外に審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

<提出場所>

都市計画課窓口(庁舎4階) ※ 郵送でも提出できます。

<受付期間>

工事完了後30日以内又は工事実施年度の2月末日のいずれか早い日(閉庁日を除く)

## ■ 変更時

- ① 直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金交付変更承認申請書(様式第3号の4)
- ② 変更後の工事見積書の写し(金額の内訳及び補助対象内外がわかるものを含む)
- ③ 変更箇所に分かる書類
- ④ その他市長が必要と認めるもの

## 補助金の支払い方法

補助金は申請者へ支払います。

## 注意事項

- ・ 登記簿以外の提出いただいた書類はお返ししません。必要な場合は複写をとってから提出してください。
- ・ 市の職員による建物調査の際は、敷地や家屋内への立入りをします。
- ・ 工事を行う際は、近隣住民の方の安全を確保するよう努めてください。
- ・ 杭、浄化槽等の地下埋設物が不要となり、法の適用を受けることとなった場合は、速やかに撤去し適正に処理をしなければなりません。(廃棄物処理法)
- ・ 市では解体に関わるトラブルについて一切関与しません。
- ・ 市では市内施工業者の紹介や斡旋はできません。
- ・ 補助金の交付決定通知を受けるまで工事着工しないでください。決定前に着工した場合補助金の交付はできませんので、必ず工事着工前に申請してください。
- ・ 補助金の交付は年度に関わらず同一敷地につき1回限りです。

## 除却後の跡地管理・各種届出等について

- ・ 除却後の跡地については、土砂の流出、雑草の繁茂、ゴミの不法投棄等が生じないように管理をお願いします。
- ・ 下記各種届出を忘れずに行ってください。

### 【工事前】

<書 類> 「建築物除却届」、「解体工事の届出」

<届出先> 直方県土整備事務所 建築指導課

(TEL:0949-22-5639)

### 【工事後】

<書 類> 「建物滅失登記申請書」

<届出先> 福岡法務局 直方支局

(TEL:0949-22-1144)

直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金手続きの流れ

